

本信託証書の新旧対照表（和訳）

第4変更証書の改訂後の条文 (2018年7月10日より有効)	本信託証書の改訂前の条文
<p>15.14 本マネージャーは、本受託者の承認を得て、本信託の指数構成銘柄および非指数構成銘柄につき、いずれかの者の仲介で、貸付の手配をすることができる。ただし、以下の規定に従うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>15.14.2 <u>本信託の指数構成銘柄または非指数構成銘柄の貸付が行われる又は貸付が予定されている時はいつでも、貸付が行われる同一銘柄の当該指数構成銘柄または非指数構成銘柄の金額が以下のいずれか低い方を超えないこと。</u></p> <p>(a) <u>本受託者および本マネージャーが合意したメカニズムに従って本マネージャーが随時その絶対的裁量で決定する上限</u></p> <p>(b) <u>証券貸付代理人が任命し本受託者が承認したサービス・プロバイダーが決定する貸付可能な当該銘柄の当該指数構成銘柄または非指数構成銘柄の市場保有高合計の50%</u></p>	<p>15.14 本マネージャーは、本受託者の承認を得て、本信託の指数構成銘柄および非指数構成銘柄につき、いずれかの者の仲介で、貸付の手配をすることができる。ただし、以下の規定に従うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>15.14.2 <u>同一の指数構成銘柄または非指数構成銘柄について、その50%を超えて同時に貸付を行うことができないこと。</u></p>
<p>15.14.3 投資ガイドライン規約に従い、貸付に関して取得される担保が十分であるものとし、かかる担保の評価額がいかなる場合においても貸し付けられた指数構成銘柄および非指数構成銘柄の本評価額の100%を下回らないものとし、かかる担保が、現金、指数構成銘柄、非指数構成銘柄および/または本受託者により承認されたその他の高品質の現金同等投資から構成され、残存期間が366日を超えないものであること。</p>	<p>15.14.3 投資ガイドライン規約に従い、貸付に関して取得される担保が十分であるものとし、かかる担保の評価額がいかなる場合においても貸し付けられた指数構成銘柄および非指数構成銘柄の本評価額の100%を下回らないものとし、かかる担保が、現金、指数構成銘柄および非指数構成銘柄ならびに本受託者により承認されたその他の高品質の現金同等投資から構成され、残存期間が366日を超えないものであること。</p>
<p>15.14.4 <u>受領した現金担保が再投資されず、または上記第15.14.3号に定める金融商品の形で投資されること。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>15.14.4 受領した現金担保が上記第15.14.3号に定める金融商品の形で投資されること。</p> <p>(中略)</p>
<p>なお、本信託が CPFIS 構成ファンドである限り、前記の1ないし複数の貸付は、さらに CPF 投資ガイドラインおよび非特化ファンド投資ガイドラインの証券貸付規定に従って実行されるものとする。</p>	<p>なお、本信託が CPFIS 構成ファンドである限り、前記の1ないし複数の貸付は、さらに CPF 投資ガイドラインおよび非特化ファンド投資ガイドラインの証券貸付規定に従って実行されるものとする。</p>